

第2次施設廃止計画（令和3年1月策定、令和5年8月時点修正分）

計画策定後の状況の変化により、以下のとおり修正しました。

4 第2次施設廃止計画（9ページ）

◇修正

施設名	廃止予定時期（年度）					処分方法
	R3	R4	R5	R6	R7	
少年自然の家	計画策定時（令和3年1月）					
						○令和4年度末で機能廃止し、民間活力の活用による新たな運営形態を検討する。 ○建物は今後の必要性を精査し、用途変更や処分を検討する。
		→	★			
	時点修正（令和5年8月）					
					○青少年教育施設全体の今後の方向性ととも、機能廃止する建物の民間活力による活用を含め十分に検討した上で廃止時期を判断する。	

注）表中、「→」は施設機能廃止までの期間を、「★」は建物や土地の処分時期を表します。

◇追加

施設名	廃止予定時期（年度）					処分方法
	R3	R4	R5	R6	R7	
時点修正（令和5年8月）						
大村分団第二部 器具庫・詰所		→		★		○分団再編に伴い令和4年度末で機能廃止 ○建物は令和6年度以降に解体を予定している。

5 当面保持する施設（10ページ）

◇修正

施設名	廃止に向けた考え方	
	計画策定時（令和3年1月）	時点修正（令和5年8月）
市ヶ谷ビル	単年度収支はプラスであり、将来的に、大規模な改修が必要となる時期を見据えて売却等の処分時期を判断する。	令和5年度中に、土地及び建物を売却する。
八町地域福祉センター	現在の指定管理期間が満了する令和5年度末をもって地域福祉センター機能を廃止する。他団体の事務所として利用されているため、一般利用を考慮したうえで設置目的等の方向性を判断する。	廃止に向けて利用団体などと十分な調整を図るため、地域福祉センター機能を当面は維持することとし、改めて指定管理者を公募するとともに、今後の方向性を判断する。